

○総務省令第三百三十七号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月三日

総務大臣 川端 達夫

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表富山県の項中「中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂外一―国有林地内」を「中新川郡立山町芦峯寺字松尾三番地」に改める。

附 則

この省令は、平成二十三年十月三日から施行する。